

《お詫びとお知らせ》

この度、全国 B 型肝炎訴訟熊本弁護団の管理する口座において多額の使途不明金が発生し、熊本県弁護士会より同弁護団会計を管理していた内川寛弁護士に対する懲戒請求がされました。

これまでの調査の結果によると、使途不明金は原告団及び弁護団からの預り金に限られており、個々の原告に対する給付金については適切に処理されており問題はありませんでした。また原告団からの預り金についても填補が済んでいます。

しかしながら、このような不祥事が発生したことは誠に遺憾であり、ここに深くお詫び申し上げます。

熊本弁護団では、内川弁護士を既に退団させ、今後は厳重な会計管理と監査体制のもとで再発防止を徹底する予定です。

また、全国弁護団および九州弁護団は、この問題の原因を解明し、再発防止を徹底するとともに皆様の信頼回復に全力で努める所存です。

全国 B 型肝炎訴訟弁護団 代表 佐藤哲之

全国 B 型肝炎訴訟九州弁護団 代表 小宮和彦